

## 議案第 4 号

板橋区いじめ問題専門委員会への諮問について  
上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 2 6 日

提出者 板橋区教育委員会教育長 中川 修一

板橋区いじめ問題専門委員会への諮問について  
いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号に該当すると判断し、  
板橋区いじめ問題専門委員会に諮問する。

## 記

### 1 諮問内容

東京都板橋区立 [ ] 学校で発生したいじめの重大事態に関する、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例（平成26年6月30日東京都板橋区条例第23号）第14条第1項に基づく調査

#### （提案理由）

東京都板橋区立 [ ] 学校で発生した児童間のトラブルについて、被害児童保護者からの訴えにより、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項第 1 号に該当すると判断し、板橋区教育委員会として調査を開始するために板橋区いじめ問題専門委員会へ諮問する。

板橋区いじめ問題専門委員会

板橋区いじめ問題専門委員会規則(平成 26 年 9 月 30 日東京都板橋区教育委員会規則第 8 号)第 2 条第 3 項に基づき、下記のとおり諮問する。

令和 6 年 月 日

東京都板橋区教育委員会

記

1 諮問事項

東京都板橋区立[ ]学校で発生したいじめの重大事態に関する、東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念、組織等に関する条例(平成 26 年 6 月 30 日東京都板橋区条例第 23 号)第 14 条第 1 項に基づく調査